

異文化間教育における政策と研究者の役割（趣旨説明）

馬淵 仁（大阪女学院大学）

今回、昨年度の特定期間研究に続いて「政策」を取り上げ、「研究者の役割」に焦点を合わせようとする背景には、以下が挙げられる。

既に多くが語られているが、本年 4 月からいわゆる入管法が変わることにより、本学会が長年課題としてきた「多文化共生」をめぐる情勢、また国外においても移民・難民の急増に起因する異文化間の事象に関するパラダイムは大きな転換を迫られている。一方、国内におけるこの分野の動向に関しては、10 年ほど前に「現在の多文化共生はあくまで地域住民の生活サポートに関する言説・実践にとどまり、ナショナルな次元での文化差異の承認と平等な権利の保障から巧みに切り離されたままである」（岩淵、『多文化社会の〈文化〉を問う』、2010）と指摘された様相から、大きな進展がみられたとは言い難い。

学会内においても、過去に会長を務めた江淵や山田などが「マクロなレベルの研究として、国際的および国内的な権力関係や、異文化間関係を統御し管理する移民政策や外国人対策やそれに基づく組織的、制度的対応の実態の解明」の必要を訴え、「『学』が政策にも影響を与え、反映されなければならないと考える」が、「国内の異文化間教育に関する政策を扱ったものはほとんど見られず、看過されるものではない」と指摘している。これらの指摘に対しては、先般まとめられた『異文化間教育学大系』においても、「それは政策研究と異文化間教育の基本理念や哲学の検討である」との確認と共に、「政策研究の必要性が叫ばれてきたが、--- 不十分であり、--- 深まっていない」（佐藤、2016）と顧みられている。

本課題研究は、まさにそうした課題に切り込もうとして企画されたものであり、事前の研究委員会や公開研究会での検討を経て、大会では以下の発題を試みる。

第一発題（榎井）は、大阪府豊中市で 25 年前に設立された「地域国際交流協会」の実践からの提言である。四半世紀に亘り地方行政との関わりの中で展開された国内では特筆すべき事例から得られる知見には得難いものがある。同時にそこからは「移民政策なき日本社会」における「外国人支援」を試行錯誤することから、さらに大きなコンテクストでの政策への示唆が提示されると共に、ナショナルなレベルでの政策の欠如がもたらす限界性も問われることとなる。

第二発題（太田）では、20 年以上関わってきた国内の留学生政策を精査することから得られる知見を語る。多岐に亘る論点の中でも、かつての留学生 10 万人計画や、特に 2008 年度以降の同 30 万人計画は、大学への留学以外の例えば日本語学校や非正規生の受入によって達成されようとしている実態、そして留学生が単純労働者として大きな役割を果たしていることなどを取り上げ、それらをもたらし政策の立案、決定、実施、効果、そして評価について検討する必要を訴える。

第三発題（金）は、国内における直近の「識字政策」を材料にして、研究者がどう政策の形成に関わっていったかを、韓国の事例なども参照しながら考察する。本学会が過去に取り上げた優れたテーマに海外・帰国子女教育問題があったが、日本の基礎教育保障学会が取り上げた識字教育も、研究者たちが政策を動かした数少ない事例である。本発題では、その「制度化」過程から我々が学べる事柄、またメディアなど学会外のアクターとの関わりについても考察を試みる。

冒頭にも記したが、本課題研究が取り組もうとしているテーマ・課題は膨大な容積をもつものである。大会では、その焦点化を図るとともに、今回の試みが大会で終了することなく、本学会全体での大切な課題として、研究が継続されることを切に願う次第である。